

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2019年6月21日

各位

高齢社会の多様化するお客さまニーズにお応えする 特約のバージョンアップ

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文、以下「当社」）は、2019年7月1日より特約を改定いたします。

今般、①多様化する生前贈与ニーズ、②人生100年時代を背景に高まる介護ニーズに幅広くお応えできるよう特約をバージョンアップしました。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的かつ利便性の高い商品・サービスの提供に努めてまいります。

①多様化する生前贈与ニーズへの対応

✓生存給付金支払移行特約が契約日の翌日から付加できるようになりました。

生前贈与を希望される場合、ご契約後、いつでも大切な方にご指定の金額を贈与できます。

- 生存給付金支払移行特約は、解約払戻金の全部または一部を原資として生存給付金受取に移行する特約です。従来、ご契約から1年経過後に付加できる特約でしたが、ご契約の翌日から必要なタイミングでいつでも生存給付金受取へ移行できるようになりました。

②人生100年時代を背景に高まる介護ニーズへの対応

✓要介護1以上に認定された場合、年齢にかかわらず介護年金に移行できます。

- 介護年金支払移行特約は、特約を付加した日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定され、介護年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部を原資として将来の保険金等に代えて、介護年金を生涯にわたって受け取ることができる特約です。従来、被保険者の年齢が95歳以上の場合は介護年金へ移行することができませんでした。年齢範囲の制限をなくしました。

✓指定代理請求人が介護年金を一括請求することもできます。

- 指定代理請求特約は、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができる特約です。従来、年金受取のみ取扱可能でしたが、年金一括の請求が可能となりました。
- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、本人が預金の引き出し等を行なうことができないこともありますが、本特約を活用することで、資産の凍結にもそなえることができます。

※各特約の改定内容は別紙をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区芝浦1-1-1 〒105-0023

電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

1. 生存給付金支払移行特約

	改定前	改定後
特約付加のタイミング	ご契約から1年経過後	最短、 契約成立日の翌営業日
生存給付金受取人	1名のみ	1契約で 8名 まで贈与可能
払込保険料の贈与割合	全部 または 一部	
生存給付金の支払期間	2年～40年(1年単位)	

2. 介護年金支払移行特約

	改定前	改定後
特約締結日の被保険者の年齢	95歳まで	年齢制限なし

※年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。

3. 指定代理請求特約

	改定前	改定後
特約の対象となる 保険金等の取扱範囲	保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含む）	保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、 年金の一括支払 を含む）

※付加できる特約は保険種類により異なります。

※介護年金支払移行特約および指定代理請求特約は2019年6月30日以前にご加入されたお客さまにも改定後の内容が適用されます。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
各保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。